

事件番号 令和5年度第1号
諮問番号 令和6年度諮問第1号
答申番号 令和6年度答申第1号
答 申 日 令和6年10月30日

答申書

(審査庁) 那須町長 平山 幸宏 殿

那須町情報公開審査会

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

処分庁が行った情報公開拒否決定処分は妥当である。

第2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年11月22日に、処分庁に対して、那須町情報公開条例（平成16年条例第19号。以下「条例」という。）第9条の規定により、「平成××年(××月～)虐待認定（■■係■■職員より通告有）、●●保護、○○要注意対象者（H××.××.××）認定の根拠、経緯、確定までの詳細内容、全公文書」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。
- (2) 処分庁は、本件請求に対し、情報公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年12月6日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第8条第1項に該当するため、情報の存否を含めてお答えできません。

- (3) 審査請求人は、令和6年3月5日に、本件処分を不服として、条例第14条第1項の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査請求の趣旨

虐待認定に疑義が生じたことから那須町は調査過程を明らかにする責務

があり、請求人の名誉、人権に関わる事項で知る権利を要することから、請求（存否）拒否は、条例第8条に違反する。

また、請求権者及び当該者の権利権限を極端に制限するものであることから、条例第5条、第6条及び第7条にも違反する。

平成××年××月××日当時、担当職員は親族に対して「虐待認定」を断定的に通告しており、その根拠たる内容及び理由は示されるべきである。存否応答・請求拒否は、説明責任を果たすという基本的な職務を放棄しているに等しく、保健福祉課による事実上の隠蔽にあたる。

第4 処分庁の主張

弁明書によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 存否応答拒否処分の要件として、条例第8条では、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを応えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」とされている。

また、条例第6条第1号には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは非公開情報とされており、加えて、同条第6号には、公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報は非公開情報とされている。

イ 審査請求人が行った情報公開請求において、請求対象内容について何らかの回答をすることは、挙げられた個人について、虐待が発生していることを認めるものとなる事実の存否を回答することになる。

ウ 上記事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるほか、当該個人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障が生じるおそれがあり、非開示情報であると認められる。

エ 上記により、条例第8条に当てはめると、審査請求人が行った情報公開請求は、当該開示請求を拒否する要件が満たされている。

第5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁の弁明に対する反論①※弁明書より

第1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求は、棄却されることが適当であると考える。

第2 処分内容及び理由等

関係法令等定め（本件処分に係る根拠法令等）

上記、弁明書において、第1・第2の項目いずれにも正当な理由はない。

第1 条例第8条を理由に存否応答・審査請求を拒否することは、請求権者及び当該者の権利権限を極端に制限するものであり、条例第5条、第6条及び第7条に違反する。

第2 処分内容及び理由等における弁明書第2の2（2）、（3）は不当な解釈によるもので、都合よく根拠法令等にあてはめたに過ぎず、事実を正確に反映した上に成り立つものではない。

イ 処分庁の弁明に対する反論②※弁明書より

弁明書第2の2（2）処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

審査請求人が行った情報公開請求において、請求対象内容について何らかの回答をすることは、挙げられた個人について、虐待が発生していることを認めるものとなる事実の存否を回答することになる。（条例第8条）

平成××年××月××日当時、担当職員は親族に対して「虐待認定」を断定的に通告しており、その根拠たる内容及び理由は示されるべきである。請求人の要求は正当なものであり、認定に至った基本情報を過度に制限すること自体、担当職員に職務上の過失、もしくは不正があったと認めるものである。担当職員が「虐待認定」を通告した以上、「虐待が発生していることを認めるものとなる事実」を明確にするのは当然の事であり、それ相応の説明責任が生じる。存否応答・請求拒否は、説明責任を果たすという基本的な職務を放棄しているに等しく、保健福祉課による事実上の隠蔽にあたる。また、開示できない内容（根拠希薄）、不確かな情報で「虐待認定」通告を行ったのであれば、その行為は処分に相当。さらに、「虐待が発生していることを認めるものとなる事実」の存否回答なく、医療機関への要配慮個人情報の提供を行ったとすれば、重大な配慮義務違反であり、個人情報保護法に違反する。

当該者（●●）の聞き取り内容の要所に事実齟齬があり、○○自身が暴力行為を否定している以上、「虐待が発生していることを認めるものとなる事実」はなく、「虐待認定」に根拠足り得る公文書は存在しない。保健福祉課が頑なに回答を拒む姿勢こそ問題であり、組織的な不正行為

が疑われる。

ウ 処分庁の弁明に対する反論③※弁明書より

上記事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるほか、当該個人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障が生じるおそれがあり、非公開情報であると認められる。
(条例第6条第1号/条例第6条第6号)

令和××年××月××日付の請求人提出、添付資料【那須町記録】のとおり、当該者(●●)の情報は部分開示されている(令和××年××月××日 同年××月××日)。請求人(△△)及び親族の保有個人情報も開示されていることから、請求人他、親族においての個人は識別されている。加えて、当該者に関わる全ての関連法人・団体(□□・□□・□□・医療機関等)においても当該者の情報は開示済みであり、法人名・個人名・医師名等は周知の事実として公開されているに等しく、当該者の記録情報開示と共に、既に個人に関する情報、特定の個人は識別されている。

一方、保健福祉課においては、当時の担当職員(■氏)他、同課職員名を秘匿、不開示としている。
条例第6条は請求権者の権利を守るものであって、職員の個人情報を守る以上に優先されるべき権利である。他、関連法人・団体・医療機関が情報及び担当名を開示しているにも関わらず、那須町職員のみ役職及び氏名秘匿が許されるというのは道義的に通用しない。(県は職員名開示と確認/文書学事課)

条例第6条第1号オ 公務員の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職及び氏名のうち公開することが公益上必要と認めるもの担当職員の職務遂行において、認定に至る調査過程で重大な過失を犯した疑いがあり、公開することが公益上必要と認めるものに該当。
条例第6条第1号において、情報公開を拒否する理由はない。

また、当該個人(●●)は、既に令和××年に亡くなっており、当該個人の生命、健康、生活又は財産の保護に支障が生じるおそれはない。
条例第6条第6号は適用外であり、非公開情報にあたらない。

(備考/犯罪の予防と公共の安全、秩序を理由に非公開とするのは、障害者差別に通じる偏見であり、障害者の人格人権を貶める行為である。それらは著しく見識に欠ける発想であり、差別意識を助長させる危険をはらんでいる。根拠も示さずに犯罪、秩序等と結びつけることは障害者の名誉尊厳を傷付けるものであり、法に則しても、道義的にも許されるこ

とではない)

虐待認定に疑義が生じている現状においては、虚偽の汚名、冤罪の可能性のあることから人権の救済が急務である。存否応答・請求拒否によって、虐待の根拠が示されない以上、認定が誤認であった疑いも否定できない。

保健福祉課においては、当該者（●●）の情報保護と同じくして、もう一方の当該者（○○）に対する人権侵害、及び救済の責任も負うものである。

過去の先入観と精神障害者への差別、偏見から、事実誤認が起り得たなら、重大な人権侵害である。

「非公開情報であると認められる」との弁明は、保健福祉課による過失責任を逃れるための詭弁であって、当該者救済の観点からみれば、著しく道義に反するものであり、人権保護に逆行する行為である。

条例第7条第2項 実施機関は、前条各号のいずれかに該当する部分が記録されている情報であっても、期間の経過により、当該部分が前条各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該部分も含めて公開しなければならない。第6条第1号及び第6号のいずれにも該当しないと認められる以上、公開拒否は条例に違反する。

エ 処分庁の弁明に対する反論④※弁明書より

上記により、条例第8条に当てはめると、審査請求人が行った、情報公開請求は、当該開示請求を拒否する要件が満たされていた。

令和6年3月5日付審査請求・添付資料のとおり、「虐待認定」において、担当職員の記録情報には調査不備、虚偽文書の疑いがあることから、情報を公開して事実を明らかにする責務がある。

当該開示請求を拒否する要件は満たされておらず、むしろ、保健福祉課による隠蔽行為が強く疑われる。

弁明書は条例第6条及び第8条を不当に解釈、流用したものであり、請求人の権利権限を損なう行為であると同時に、保健福祉課による過度の情報秘匿は、虐待認定について過誤、過失を肯定しているに等しい。

オ 処分庁の弁明に対する反論⑤※弁明書より

処分の内容

以上の認定した事実及び当てはめから、審査請求人に対して情報の存否応答拒否処分を行った。

処分内容及び理由等については、事実齟齬についての疑問に対して、一切の回答を拒否するもので、公権力行使による暴挙であり、請求人及び当該者の権利権限を踏み躪る不当な処分である。

カ 処分庁の弁明に対する反論⑥

結論

上記のとおり、本処分には違法または不当な点はない。

前述のとおり、当時の担当職員及び保健福祉課においては、職務上の過失・不正が認められる。

事実解明と人権救済を求める請求人（及び当該者）に対して、何ら回答もなく、存否応答拒否及び請求拒否の処分を行うことは、保健福祉課による隠蔽にあたり、違法又は不当な行為である。

以上、審査請求人の反論書において、本件処分が不当であると主張する。

第6 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

（1）那須町情報公開条例について

条例第5条は、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して情報の公開を請求することができるとされ、条例第6条及び第7条の規定により、一般に、公開請求に対しては、当該請求の対象となる公文書の存否を明らかにしたうえで公開、部分公開決定等を行うことが原則である。

しかしながら、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを応えるだけで、条例第6条各号の非公開情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合は、条例第8条により情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることされている。

（2）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）第1条において、高齢者虐待を受け

た高齢者に対する保護のための措置を定め、高齢者の権利利益の養護に資することを目的としており、法第2条第4項第1号では、養護者による高齢者虐待とは、暴行、減食、放置、暴言又は拒絶的な対応その他の心理的外傷を与える言動を行うこと等とされている。

また、法第3条第1項により市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならないとされ、法第9条第1項において、市町村は、高齢者虐待に係る通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うものと規定されている。

さらに、厚生労働省の示す「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（高齢者虐待対応マニュアル）」においては、当該協議においては、「虐待の有無の判断」、「緊急性の判断」、「老人福祉法や介護保険法に基づく権限の行使」等については市町村担当部署の管理職が出席する会議において、必要な情報をもとに、適切な判断を行うことが求められるとされている。

第7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

（1）本件処分について

ア 本件審査請求に係る文書は、上記1（1）のとおり、審査請求人の親族に関する「虐待認定（■■係、■■職員より通告有）、●●保護、○
○要注意対象者（H××.××.××）認定の根拠、経緯、確定までの詳細内容、全公文書」である。

条例第6条第1号では、個人のプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、または識別され得る情報のうち公開しないことが正当であると認められるものが記録されている公文書について、非公開とすることと定められており、特定の個人に関して虐待に係る支援方針の決定が行われているか否かという事実については、当該個人にとって、一見して明らかに、客観的に通常他人に知られたくない事

実であると認められる。

したがって、本件に係る文書の存否を答えることによって、少なくとも、審査請求人の親族という特定の個人に関して、虐待に係る支援方針の決定が行われているか否かという事実の有無が明らかになると認められる。

イ また、個人情報の保護に関する法律第2条第1項において、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であり、死者に関する情報については保護の対象外とされているが、死者に関する情報が本件に係る文書の存否を答えることとなる場合には、親族の個人の権利利益の侵害に当たる可能性があることから、死者の情報についても適正に管理することが望ましい。

ウ 審査請求人は、「平成××年××月××日当時、担当職員は親族に対して「虐待認定」を断定的に通告しており、その根拠たる内容及び理由は示されるべきである。」とも主張しているが、通常他人に知られたくないと認められる情報については、請求者のいかなる問わず、一般の感受性を基準として客観的に判断するため、たとえ、当該情報に係る本人からの請求であっても第三者からの公開請求の場合と同様に非公開と判断されるものである。

このことを鑑みれば、審査請求人自身が仮に、本件請求に係る文書が存在することを了知していたとしても、当該文書の存在を了知しない第三者と同様に判断しなければならないことから、審査請求人の主張は認められない。

エ 以上のことから、本件請求に係る文書についての存否に関する情報自体が、条例第8条に該当すると認められ、処分庁が本件処分を行ったことは妥当なものであると判断する。

オ なお、審査請求人は、本件審査請求において、虐待認定の適否に係る主張等を行っていると見受けられる部分があるが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であって、これらの主張は、いずれも本件処分とは直接関係のないものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

第8 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議の経過

年 月 日	経 過
令和6年3月5日	審査請求人による審査請求書の提出
令和6年4月4日	処分庁からの弁明書の提出
令和6年5月6日	審査請求人からの反論書の提出
令和6年6月7日	処分庁からの再弁明書の提出
令和6年6月30日	審査請求人からの再反論書（要望書）の提出
令和6年7月18日	審理手続きの終結
令和6年8月30日	審査庁が那須町情報公開審査会へ諮問
令和6年9月13日	審議
令和6年10月4日	審議（書面）
令和6年10月30日	答申

那須町情報公開審査会